

# 複数事業所 連携事業

22年度  
★  
23年度

# 始めませんか。 福祉の人づくり ネットワーク。



小規模事業所を中心とした5事業所以上のユニットの取組を支援。  
1ユニットあたり  
**694,000円**

## 【スケジュール】



※【スケジュール】については、目安ですので、問い合わせ先にご確認ください。

## 事業の目的

京都府内の在宅サービス事業所や小規模事業所等について、効率性の問題などから求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があることから、複数の事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・定着を図ることを目的とします。

## 対象施設・事業所

1ユニットは5つ以上の事業所の集まりで、次の①~③のいずれかを満たす施設・事業所が主として参加していること。

- ①定員が施設サービスで50人以下、在宅サービスで20人以下の施設・事業所
- ②運営している施設・事業所の種類が・数が単一である法人の施設・事業所 (訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所[定員20人以下]が併設されている施設を含む)
- ③少額の繰越金のみ所有しており、経営基盤が脆弱と判断される施設・事業所

## 補助の内容

1ユニットに対してその事業にかかる経費 (694,000円以内)。  
※10事業所以上の場合は、2ユニット分 (1,388,000円以内) まで。

<対象経費>報酬、賃金、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料

※補助金は、事業ユニットの中心となる「代表事業所」に一括して交付します。

## 複数事業所連携事業「Q&A」

**Q 1** この事業を活用したいが、どこに相談したらよいか。

**A** 「代表事業所」が、京都市内のユニットの場合、京都府庁へ（介護・福祉事業課）、京都市域以外のユニットの場合は、所管の京都府保健所へご相談ください。または、京都府福祉人材・研修センターまでご相談ください。ユニット形成の調整、申請書等の記入方法等、ご相談に応じます。

**Q 2** これまで自治体負担で請負ってきた研修や講習会も、本事業対象となるか。

**A** 現に自治体負担により実施されてきた研修は、本事業の対象外となります。

**Q 3** 同一法人の複数施設・事業所によるユニット形成は可能か。

**A** 同一法人が設置する施設・事業所のみで単一のユニットを組むことは適当ではありません。

**Q 4** 事業所と養成施設（大学や専門学校等）でユニットを構成することは可能か。

**A** 本事業の趣旨に照らし適切に実施されると認められる場合には、可能です。

**Q 5** 本事業を実施する際、必ず5施設以上でユニットを組まなければならないか。

**A** 本事業は、原則、5以上の事業所等からなるユニットにより、ネットワークを形成し、共同で活動を行うこととしています。ただし、近隣の事業所等が限られているなど、5以上の事業所等からなるユニットを組めない事情がある場合は、本事業の趣旨に照らし適切に実施されるものと認められれば、5つ未満であっても複数事業所等によるユニットを対象として差し支えありません。

**Q 6** ユニット中に参加要件を満たす施設が過半数あれば、他の施設・事業所が参加要件を満たしていなくても、ユニットを形成することは可能か。また、訪問介護事業所など定員がない事業所の場合は、どのような対応をすればよいか。

**A** 対象施設・事業所については、＜対象施設・事業所＞において、「要件のいずれかを満たす施設・事業所が主として参加すること」を要件にしており、設問のようなユニット形成は可能です。また、定員のない事業所については、1か月の利用者数を目安に判断することになります。

**Q 7** 1つの事業所が複数のユニットに所属することは可能か。  
(例えば、職員募集についてはAユニットに所属し、研修についてはBユニットに所属するといったケース。)

**A** 典型的には、一つのユニットが、必要に応じて合同の職員募集や研修、人材交流を行うことが想定されますが、設問のようにユニットごとに特定の事業に特化して行う等の場合には、複数のユニットへの参加は認められます。

**Q 8** 事業所間で、役割分担や超過事業費の負担割合等について、協定や覚書等で定める必要があるか。

**A** 事業実施後に不要なトラブルが生じないよう、必要に応じて決めてください。

**Q 9** 各ユニットへの補助対象経費として、事業実施に伴い直接的に支出されるもの（講師謝金、会場賃借料、配布資料代等）以外に、ユニットを構成する事業所の管理的経費（事務機器レンタル代、事務補助アルバイト賃金等）を加えることは可能か。

**A** 本事業は、複数事業所の共同による事業の実施に要した費用に対し補助を行うものであり、その範囲内であり、かつ明確に区分できる経費であれば対象経費とすることは可能です。（ユニットを構成する事業所職員の人件費は対象外です）

**Q 10** 研修内容に応じ、ユニット外の事業所職員や近隣住民等が参加することは可能か。また、その際、参加費を徴収することは可能か。

**A** ユニットで実施する研修会に、ユニット参加事業所職員以外の者を参加させることは、事業の趣旨を損なわない範囲において可能です。その際、研修に必要な経費が補助対象額を上回る場合は、参加費を徴収しても差し支えありません。

**Q 11** 共同で求人活動を行う場合、新聞広告等のメテアを利用して行う広告費を本事業の対象経費としてよいか。

**A** 広報経費を対象とすることは差し支えありませんが、必要性や効果等を十分精査してください。

【問い合わせ先】

(ご相談等)

<京都市域の事業所>

京都府 健康福祉部  
介護・福祉事業課  
(075・252・4559)

<京都市域以外の事業所>

所管の京都府保健所  
企画調整室または福祉室

京都府福祉人材・研修センター  
(京都府社会福祉協議会内)  
(075・252・6297)

※連携コーディネーターが対応します

※「要綱」「要領」「様式」がダウンロードできます。

(「きょうと介護・福祉ジョブネット」：<https://www.k-jobnet.jp> (「複数事業所連携事業」関連))